

平成 23 年度健康食品の知識普及員継続研修実施要領

1. 目的

県民の健康食品（無承認許可医薬品を含む）による被害（健康被害のみならず財産被害を含む）を未然に防止し、併せて保健機能食品（栄養機能食品及び特定保健用食品）の適正使用を促すため、日頃から食生活や消費者教育に関連する活動を行っている各種団体の会員を、平成 17 年度から平成 19 年度まで健康食品の知識普及員として養成したところである。

しかし、特に海外から輸入されている健康食品については、医薬品成分を含んでいた為に健康被害が発生している事例が後を絶たず、更に次々と多くの新たな製品が輸入されているのが現状であり、今後も継続して知識普及員による啓発活動を実施する必要があるため、継続研修を実施し、普及員が所属する各団体の活動等を通して県民への健康食品に関する最新の情報を提供し、県民の保健衛生の向上を図ることを目的とする。

2. 実施主体

茨城県（社団法人茨城県栄養士会に委託） 社団法人茨城県栄養士会

3. 対象及び受講人数

健康食品の知識普及員、食生活改善推進員 約 100 名

4. 実施方法

日時：平成 23 年 10 月 18 日（火） 13:00～

日程：12:30～13:00 受付

13:00～13:10 開会

13:10～15:00 講演「最近の健康食品の現状と問題点 具体的事例等」

講師 独立行政法人 国立健康・栄養研究所

情報センター センター長 梅垣 敬三

15:10～15:40 薬事関係：茨城県保健福祉部薬務課 薬事グループ

主任 若松 宣彦

15:40～16:10 食品衛生関係：茨城県生活衛生課 主査 理崎 清士

16:10～16:40 栄養表示基準関係：水戸保健所 健康増進課

係長 武藤 美砂子

会場：茨城県市町村会館 201 会議室

所在地 / 茨城県水戸市笠原町 978-26

029-301-1242（施設へのお問合せはお控えください）

5. 活動報告（活動時期及び報告先）

食生活改善推進員は、毎年年度末までの活動については、「ヘルスメイト手帳」の行事予定欄に【伝達普及活動を行った回数と対象者の人数】を記録し、集計したものを活動期記録の集計表に書き足して報告をする。その他の健康食品知識普及員については、後日茨城県栄養士会が郵送するはがきにて、平成 24 年 4 月 16 日までに茨城県栄養士会に報告する。